

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第31回）
議事要旨

○日時

令和6年12月17日（火） 11時00分～12時37分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、橋本征二委員、道田悦代委員

○オブザーバー

栗田 徹 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 再生可能エネルギー室 室長
齋藤 綾 農林水産省林野庁林政部木材利用課 監査官
吉野 議章 環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長

○事務局

妙中 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐
森川 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐

○議題

- ① ライフサイクル GHG 既定値の見直しについて
- ② 輸入木質バイオマスの持続可能性について（持続可能性基準等の整理に向けた検討）
- ③ 調達価格等算定委員会への報告（案）について

○議事要旨

- ① ライフサイクル GHG 既定値の見直しについて

委員

- ・ 現状を踏まえた数値で改定を行うということで異存ない。

委員

- データを新しいものに取り替え既定値を見直すという方針に賛成。データの蓄積がなされ、より少ない GHG の排出量で同じ工程ができることがより重要。

委員

- 今回の見直し案に賛成。さらに実態に即した形で丁寧な検証を進めてほしい。

委員

- 作業の仕方や作業機等の要因で事例によって非常に数値が違うという課題がある。今回の見直しには賛成だが今後も定期的に修正していく必要がある。

委員

- 改定に賛成する。平均値に保守性担保のための係数も掛ける考え方でよい。

座長

- 事務局は既定値の見直し（案）のパブリックコメントへの手続きを進めてほしい。

② 輸入木質バイオマスの持続可能性について

委員

- バイオマス活用推進基本計画において林地残材には間伐材が含まれるが、間伐材と林地残材を分け、林地残材の葉の焼却灰は林地に還元するなどの検討も必要。
- 早生樹は、コウヨウザン等の用材を主目的に 20 年程度で伐採するものと、ヤナギ等のエネルギー利用を主目的に数年で伐採するものを分けて考える必要がある。また、早生樹と草本系を比較した総合的な検討が必要。
- カスケード利用については、コージェネや熱利用が今後の方向性になると考えている。持続可能性や合法性の確認強化についても検討が必要。
- 日本では再生林の妨げになるため切り株を砕いて取り除くこともあるが、EU では切り株を残しておくことになっているのか。
- EU-RED3 は発電だけでなく、バイオ燃料や冷暖房利用も含めた持続可能性基準を定めている。日本もバイオマスエネルギーの持続可能性について総合的な検討が必要。例えば、飼料用の廃食油が SAF 原料用に輸出されるなど、規制が緩く利益が出る分野で短期的に利用され、需給が安定せず事業計画を立てることが困難。

委員

- カスケード利用された廃材や農畜産物の廃棄部分の活用に異論はないが、輸入木質バイオマスの利用は現状が適切であるか疑問。森林や木材をエネルギー利用しない場合の価値に対する基準を設け、納得のいく利用方法を示すことが重要。
- 現在適用されている林野庁の合法性・持続可能性ガイドラインが十分に役割を果たしているか検証、公表すべき。
- EU-RED3 や EUDR については、実施状況や効果の把握を行った上で、FIT/FIP 制度への反映を考えればよい。
- 事業者には過度な負荷がかからないよう配慮しつつ、当局の適切な監視の下で情報開

示を進め、適切なエネルギー利用を推進する仕組みを整えてほしい。

委員

- 持続可能性は概念が広く、何をもちって持続可能性を満たすのかは、新たな知見や問題によりこの数年で変化。EU では、技術の進歩によりモニタリング方法と制度の仕組みが変わった。
- 国によって様々な制度のつくり方がある。日本の事業者に普及しやすい制度を目指す方法もあれば、EU 市場へのアクセスを重視して極端には EU の制度をコピーし日本に導入する方法もある。これらのどこかに、制度設計の目安を持っていく際に、国内での普及や、国際的な整合を考えながら進めることが必要。
- 海外で求められる持続可能性をどのように達成できるか予測・分析が必要。日本としてのコアの部分を含め、順次内容を追加する方法もある。日本の基準に合わせても、海外で認められず一からやり直す事態が避けられるよう、自分で追加的に対策が取れる仕組みの基礎を、制度の中で作っていくことが重要。

委員

- 持続可能性について考慮すべき状況にあると認識を持つことが重要であり、国の審議会において話題に挙げることで、事業者にもメッセージとして伝わりやすい。
- EU-RED3 の持続可能な伐採基準をベースに、日本としての基本的な留意事項を制度として導入しなくてもメッセージとして発することは重要。こうした観点から考慮すべき項目を整理してほしい。今後の想定しているスケジュールがあれば伺いたい。
- EUDR では、森林劣化については原生林等の構造が転換されること、と定義されているが、気候変動の議論に対して緩い内容となっている。
- EUDR の「関連商品が生産国の法規に従って生産されたこと」は、伐採の合法性のみを指すのか、サプライチェーン各段階を含むのか。

委員

- 日本では作業道をつくる際、切り株を掘り起こす場合があると承知。一方で、EU では切り株をバイオマスに使用すると、GHG や生物多様性の観点で負のインパクトが大きいと評価された経緯がある。
- 輸入木質バイオマスについては、最も避けたいリスクが何なのか、あまり明確にせずに議論が進んできた。EU では避けたい事態に対し、どのような規制を入れるか議論があったと推測。少し具体的な議論をしていかないと、EU の厳格化を追従するだけになってしまう。
- EU-RED3 のカスケード利用の原則は主に産業政策的な対応。本 WG では、どのようなカスケード利用を進めていくべきか議論できると考えるが、FIT/FIP 制度の支援の水準にも関わる可能性もあり、本 WG の所掌範囲を意識して進めることが必要。
- 長期脱炭素電源オークションでバイオマス発電が採択されている。少なくとも発電部門に関しては調和を図ることが必要。

事務局

- 切り株については、生物多様性の観点から好ましくない、との議論があったと認識。
- 林野庁の合法性・持続可能性ガイドラインについては、林野庁と相談、連携し対応していきたい。
- FIT/FIP 制度では発電所の安定供給の観点から持続可能性を求めており、持続可能性について重視するコアな部分や、市場のアクセス性を含め検討していきたい。
- 今後のスケジュールについては、論点が様々あり、EU の状況も見通しが立っていない。審議会で議論を進めていくことが発電事業者や商社に対するメッセージになると考えており、引き続き情報収集を進める。
- EUDR の「関連商品が生産国の法規に従って生産されたこと」については、栽培収穫の土地に関する法規であり、下流のサプライチェーンは対象ではないと理解。
- EU に追従するだけでなく、避けたいリスクが何なのか、具体的な議論の必要性について。これまでリオ・サミットの森林原則声明をはじめ、林野庁を中心に木材の貿易と環境について議論。海外の森林の実態、課題については林野庁と相談して検討を深めていきたい。

林野庁

- バイオマス活用推進基本計画における林地残材の扱いや灰分の森林への還元、早生樹の整理については、研究の余地のある項目であり、引き続き検討していきたい。

座長

- 輸入木質バイオマスの持続可能性について、引き続き EU の制度詳細・運用を含め諸外国の状況をフォローアップしていくことが必要。今後の進め方も更に検討してほしい。

③ 調達価格等算定委員会への報告（案）について

委員

- 報告の内容について異論ない。改正クリーンウッド法は 2025 年 4 月に施行されるが、バイオマスに求められる事項に関する業界への周知状況について聞きたい。

座長

- 農産資源認証協議会について PKS に限定されることが分かるよう記載すべき。

林野庁

- 改正クリーンウッド法については省令まで一通り公布を終えている。クリーンウッドナビで、スライドを用いた事業者向けの運用資料も公表している。
- 業界団体や個別事業者向けの対面・オンラインのハイブリッドの説明会を計 4 回開催し 1,200 名以上が参加。加えて業界団体の個別の要望に応じ、各々の物品の特性を踏まえた合法性の確認方法について説明を行った。

委員

- 改訂される事業計画策定ガイドラインに準じて、改正クリーンウッド法の遵守が求められるため、事業計画策定ガイドラインの周知徹底もお願いしたい。

座長

- 調達価格等算定委員会への報告について、基本的には異論はなかったと認識。報告案については、本日の意見を踏まえ、必要に応じて修正をお願いしたい。

事務局

- 次回のWGについては日程が決まり次第、経済産業省のホームページにて公表する。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031